

農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 経営第 3278 号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表【本文】

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第 1・第 2 [略]</p> <p>第 3 事業の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 交付額の算定基準</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 農業委員会の実績に応じた交付金</p> <p>農業委員会の実績に応じた交付金として、推進通知の第 1 の 2 の (1) の①並びに (2) の②及び③の目標の達成状況（以下「農業委員会の実績」といいます。）に応じて、別添第 2 の (3) に定める評価点に基づき予算額の 3 割の範囲内で交付金（以下「農業委員会の実績に応じた交付金」といいます。）を交付します。<u>1 委員会</u>当たりの交付額は、次の計算方法により得られる額とします。</p> $\text{算定額（農業委員会 1 委員会当たり）} = \frac{\text{別添第 2 の (3) により算定した評価点}}{\text{別添第 2 の (3) により算出した全農業委員会の評価点の平均}} \times (\text{予算額の 3 割の範囲内} \div \text{全農業委員会数})$ <p>(3)～(5) [略]</p> <p>第 4～第 6 [略]</p> <p>第 7 事業実施の要件</p> <p>(1) 事業実施年度において、農業委員会が、農業委員会法第 7 条の指針を<u>作成していること（作成する見込みがあることを含む。）</u>のほか、次の条件の全てを満たしていることを事業実施の要件とします。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>[削る]</p>	<p>第 1・第 2 [略]</p> <p>第 3 事業の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 交付額の算定基準</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 農業委員会の実績に応じた交付金</p> <p>農業委員会の実績に応じた交付金として、推進通知の第 1 の 2 の (1) の①並びに (2) の②及び③の目標の達成状況（以下「農業委員会の実績」といいます。）に応じて、別添第 2 の (3) に定める評価点に基づき予算額の 3 割の範囲内で交付金（以下「農業委員会の実績に応じた交付金」といいます。）を交付します。<u>一委員会</u>当たりの交付額は、次の計算方法により得られる額とします。</p> $\text{算定額（農業委員会 1 委員会当たり）} = \frac{\text{別添第 2 の (3) により算定した評価点}}{\text{別添第 2 の (3) により算出した全農業委員会の評価点の平均}} \times (\text{予算額の 3 割の範囲内} \div \text{全農業委員会数})$ <p>(3)～(5) [略]</p> <p>第 4～第 6 [略]</p> <p>第 7 事業実施の要件</p> <p>(1) 事業実施年度において、農業委員会が、農業委員会法第 7 条の指針を<u>作成していること</u>のほか、次の条件の全てを満たしていることを事業実施の要件とします。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p><u>ウ 別添第 2 の (2) の評価点の対象期間において一月の活動日数が 0 日であった推進委員等がないこと。ただし、推進委員等が負傷又は疾病、災害その他社会通念上やむを得ないと認められる事由により 15 日以上連続して最適化活動ができなかった月については、この限りではありません。</u></p>

(2) 第3の2の(1)の交付金については、(1)の要件を満たす場合であっても、別添第2の(2)の評価点の対象期間における推進委員等の活動日数について、月当たりの平均活動日数が1日未満である場合は、当該推進委員等に対して交付することはできません。

第8～第13 [略]

(2) 第3の2の(1)の交付金については、(1)の要件を満たす場合であっても、別添第2の(2)の評価点の対象期間における推進委員等の活動日数の年間平均において、月ごとの活動日数が平均5日以下である場合は、当該推進委員等に対して交付することはできません。ただし、当該推進委員等が負傷又は疾病、災害その他社会通念上やむを得ないと認められる事由により15日以上連続して最適化活動ができなかった月については、この限りではありません。

第8～第13 [略]

附 則 (令和4年7月1日付け4経営第916号)

この通知は、令和4年7月1日から施行します。

改 正 後				改 正 前			
別添（第3関係） 農業委員会ごとの交付額の算定に必要な評価点は、次によるものとします。				別添（第3関係） 農業委員会ごとの交付額の算定に必要な評価点は、次によるものとします。			
第1 [略]				第1 [略]			
第2 目標の達成状況に応じた評価点				第2 目標の達成状況に応じた評価点			
(1) 推進委員等の成果実績払い				(1) 推進委員等の成果実績払い			
推進委員等の成果実績払いの評価点は、推進通知の第1の2の(1)の②の推進委員等の担当区域ごとの成果目標の達成状況に応じた次の基本評価と加算評価の合計点とします。				推進委員等の成果実績払いの評価点は、推進通知の第1の2の(1)の②の推進委員等の担当区域ごとの成果目標の達成状況に応じた次の基本評価と加算評価の合計点とします。			
ア 基本評価				ア 基本評価			
番号	目標項目	達成状況	評価点	番号	目標項目	達成状況	評価点
①	<u>農地の集積</u> <u>(※1)</u>	目標を上回っている (達成率 110%以上)	5	①	<u>農地の集積</u>	目標を上回っている (達成率 110%以上)	5
		概ね目標どおり (達成率 90%以上、110%未満)	3			概ね目標どおり (達成率 90%以上、110%未満)	3
		目標を下回っている (達成率 90%未満)	1			目標を下回っている (達成率 90%未満)	1
②	<u>緑区分の遊休農地（「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号農林水産省経営局長、21 農振第 1598 号農林水産省農村振興局長。以下「運用通知」といいます。）の第 3 の 1 の (3) のア</u>	目標を上回っている (達成率 110%以上)	5	②	<u>緑区分の遊休農地（「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号農林水産省経営局長、21 農振第 1598 号農林水産省農村振興局長。以下「運用通知」といいます。）の第 3 の 1 の (3) のア</u>	目標を上回っている (達成率 110%以上)	5
		概ね目標どおり (達成率 90%以上、110%未満)	3			概ね目標どおり (達成率 90%以上、110%未満)	3
		目標を下回っている (達成率 90%未満)	1			目標を下回っている (達成率 90%未満)	1

	の(ウ)のaに該当する農地をいいます。以下同じです。)の解消(※2)		
③	新規参入の促進(※3)	目標を上回っている(達成率 110%以上)	5
		概ね目標どおり(達成率 90%以上、110%未満)	3
		目標を下回っている(達成率 90%未満)	1

(※1) 担当区域内で農地の集積の実績が全くない場合(目標を達成している場合を除く。)は、上表によらず、評価点は0とする。

(※2) 事業実施年度の前年度において、農地法第30条に基づく利用状況調査を担当区域内の全ての農地を対象として実施していない場合は、評価点は0とする。

(※3) 担当区域内において農地所有者による新規参入者に対する貸付意向が全くない場合(農業委員会の管内全ての農地が推進通知の別表1で掲げる者に貸し付けられている場合を除く。)は、評価点は0とする。

イ 加算評価

番号	目標項目	達成状況	評価点
①	既存の緑区分の遊休農地の解消	当年度に令和8年度までの目標を達成	5
②	新規発生した緑区分の遊休農地の解消	前年度に新規発生した緑区分の遊休農地を全て解消した	1
③	遊休農地(農地法(昭和27年法律第229号。以下同じです。) 第32条第1項第1号及び第2号の農地をいいます。以下同	前年度に遊休農地の新規発生なし	1
		前年度と当年度のいずれも遊休農地の新規発生なし	1

	の(ウ)のaに該当する農地をいいます。以下同じです。)の解消		
③	新規参入の促進	目標を上回っている(達成率 110%以上)	5
		概ね目標どおり(達成率 90%以上、110%未満)	3
		目標を下回っている(達成率 90%未満)	1

(※1) 担当区域内で農地の集積の実績が全くない場合(目標を達成している場合を除く。)は、上表によらず、評価点は0とする。

(※2) 事業実施年度の前年度において、農地法第30条に基づく利用状況調査を担当区域内の全ての農地を対象として実施していない場合は、評価点は0とする。

(※3) 担当区域内において農地所有者による新規参入者に対する貸付意向が全くない場合(農業委員会の管内全ての農地が推進通知の別表1で掲げる者に貸し付けられている場合を除く。)は、評価点は0とする。

イ 加算評価

番号	目標項目	達成状況	評価点
①	既存の緑区分の遊休農地の解消	当該年度に令和8年度までの目標を達成	5
②	新規発生した緑区分の遊休農地の解消	前年度に新規発生した緑区分の遊休農地を全て解消した	1
③	遊休農地(農地法(昭和27年法律第229号。以下同じです。) 第32条第1項第1号及び第2号の農地をいいます。以下同	前年度に遊休農地の新規発生なし	1
		前年度と当年度のいずれも遊休農地の新規発生なし	1

	じです。)の発生防止	<u>当年度に農用地区域内</u> で遊休農地の新規発生なし	1
--	------------	--------------------------------	---

(2) 推進委員等の活動実績払い

推進委員等の活動実績払いの評価点は、事業実施年度の前年度における4月1日から3月末日までの間における推進通知の第1の2の(2)の①の活動目標の達成状況に応じた下表ア及びイによる評価点の合計とします。ただし、月当たりの最適化活動を行う日数目標については、農業委員会で設定する目標に関わらず、月当たり10日とします。また、推進委員等の月当たりの平均活動日数が1日未満となった場合は、当該推進委員等の評価点は0とするとともに当該推進委員等の(1)の評価点も0とします。

[削る]

達成状況	評価点
ア 月当たり10日の最適化活動を行う	
10日を超えて活動を行った	3
10日活動を行った	2
10日未満活動を行った	1
イ 月当たりの最適化活動の日数	
13日以上	5
8日～12日	3
6日～7日	1

※ 推進委員等の年度内の活動日数の合計を12で除した日数(月当たりの平均活動日数)を上表に当てはめて評価点を算出する。

	じです。)の発生防止	<u>農用地区域内</u> で遊休農地の新規発生なし	1
--	------------	----------------------------	---

(2) 推進委員等の活動実績払い

推進委員等の活動実績払いの評価点は、事業実施年度の前年度における4月1日から3月末日までの間における推進通知の第1の2の(2)の①の活動目標の達成状況に応じた下表ア及びイによる評価点の合計とします。ただし、月当たりの最適化活動を行う日数目標については、農業委員会で設定する目標に関わらず、月当たり10日とします。また、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ次によるものとします。

ア 活動日数が5日以下の月が生じた場合

推進委員等の活動日数が1日以上かつ5日以下の月が生じた場合は、当該推進委員等の評価点は0とするとともに当該推進委員等の(1)の評価点も0とします(当該推進委員等が負傷又は疾病、災害その他社会通念上やむを得ないと認められる事由により15日以上最適化活動ができなかった月が生じた場合を除きます。イにおいて同じです。)。

イ 活動日数が0日の月が生じた場合

推進委員等の活動日数が0日となった月が生じた場合は、当該推進委員等が所属する農業委員会は、本文第7の(1)のウの要件を満たさないものとします。

達成状況	評価点
ア 月当たり10日の最適化活動を行う	
10日を超えて活動を行った	3
10日活動を行った	2
10日未満活動を行った	1
イ 月当たりの最適化活動の日数	
13日以上	5
8日～12日	3
6日～7日	1

※ 推進委員等の年度内の活動日数の合計を12で除した日数(月当たりの平均活動日数)を上表に当てはめて評価点を算出する。

(3) 農業委員会の実績に応じた交付金

農業委員会の実績に応じた交付金の評価点は、推進通知の第1の2の(1)の①並びに(2)の②及び③の農業委員会の成果目標と活動目標の達成状況に応じた次の基本評価と加算評価の合計点とします。

ア [略]

イ 加算評価

(ア) 成果目標

番号	目標項目	達成状況	評価点
①	黄区分の遊休農地（運用通知の第3の1の(3)のアの(ウ)のbに該当する農地をいいます。以下同じです。）の解消計画の策定	黄区分の遊休農地の解消のための工程表を策定した	1
②	既存の緑区分の遊休農地の解消	当年度に令和8年度までの目標を達成	5
③	新規発生した緑区分の遊休農地の解消	前年度に新規発生した緑区分の遊休農地を全て解消した	1
④	遊休農地の発生防止	前年度に遊休農地の新規発生なし	1
		前年度と当年度のいずれも遊休農地の新規発生なし	1
		当年度に農用地区域内で遊休農地の新規発生なし	1

(イ) [略]

第3 令和4年度の取扱い

(1)・(2) [略]

(3) 農業委員会の実績に応じた交付金

農業委員会の実績に応じた交付金の評価点は、推進通知の第1の2の(1)の①並びに(2)の②及び③の農業委員会の成果目標と活動目標の達成状況に応じた次の基本評価と加算評価の合計点とします。

ア [略]

イ 加算評価

(ア) 成果目標

番号	目標項目	達成状況	評価点
①	黄区分の遊休農地（運用通知の第3の1の(3)のアの(ウ)のbに該当する農地をいいます。以下同じです。）の解消計画の策定	黄区分の遊休農地の解消のための工程表を策定した	1
②	既存の緑区分の遊休農地の解消	当該年度に令和8年度までの目標を達成	5
③	新規発生した緑区分の遊休農地の解消	前年度に新規発生した緑区分の遊休農地を全て解消した	1
④	遊休農地の発生防止	前年度に遊休農地の新規発生なし	1
		前年度と当年度のいずれも遊休農地の新規発生なし	1
		農用地区域内で遊休農地の新規発生なし	1

(イ) [略]

第3 令和4年度の取扱い

(1)・(2) [略]

(3) 第2の(2)の推進委員等の活動実績払いは、次のとおり取り扱うものとします。

ア 「事業実施年度の前年度における4月1日から3月末日までの間」とあるのは、「事業実施年度の4月1日から9月末日までの間」と読み替えるものとします。

イ 第2の(2)の下表欄外の「12で除した日数」とあるのは、「6で除した日数」と読み替えるものとします。

(4) 第2の(3)の農業委員会の実績に応じた交付金の評価点のアの基本評価の評価点の適用に当たっては、令和4年度の4月1日から9月末日までの間における目標値の2分の1の数値に対する達成状況により評価点を算出するものとします。また、イの加算評価は適用しません。

[削る]

(3) 第2の(2)の推進委員等の活動実績払いは、次のとおり取り扱うものとします。

ア 「事業実施年度の前年度における4月1日から3月末日までの間」とあるのは、「事業実施年度の前年度の1月1日から事業実施年度の9月末日までの間」と読み替えるものとします。ただし、本文第7の(1)のウ及び同(2)の適用に当たっては、事業実施年度の前年度の1月1日から3月末日までの期間は含めないものとします。

イ 第2の(2)の下表欄外の「12で除した日数」とあるのは、「9で除した日数」と読み替えるものとします。

(4) 第2の(3)の農業委員会の実績に応じた交付金の評価点は、次のア及びイの評価点の合計とします。

ア 第2の(3)のアの基本評価 令和4年度の4月1日から9月末日までの間における目標値の2分の1の数値に対する達成状況による評価点

イ 下表による令和3年度における最適化活動の実績に応じた評価点

番号	評価点の算定方法	
①	指標	
		<u>農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条第1項の指針において、令和4年度以降の農地の集積に係る目標を80%以上に設定している場合には、当該集積率の令和3年度の目標集積率</u> <u>これに該当しない場合は、都道府県が定めた目標(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第5条第2項第4号に掲げる目標をいいます。)の令和3年度の目標集積率</u>
	達成状況	評価点
	<u>目標を上回っている(達成率110%以上)</u>	<u>5</u>
	<u>概ね目標どおり(達成率90%以上、110%未満)</u>	<u>3</u>
	<u>目標を下回っている(達成率90%未満)</u>	<u>1</u>
②	指標	
		<u>令和3年度の利用状況調査(農地法第30条第1項に規定する利用状況調査をいう。以下同じです。)により判明した「緑区分の遊休農地」の解消状況</u>

		達成状況	評価点
		全て解消した	5
		一部を解消した	3
		全く解消しなかった	1

農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 経営第 3278 号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表【本文別紙様式】

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別紙様式第 3 号（第 4 関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>都道府県知事 宛</p> <p style="text-align: right;">〇〇農業委員会 会長 〇〇 〇〇</p> <p>令和〇年度農地利用最適化交付金最適化活動実績報告書の提出について</p> <p>農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 経営第 3278 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 2 の（1）に基づき、農地利用最適化交付金最適化活動実績報告書を提出します。</p> <p>（注）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載してください。</p>	<p>別紙様式第 3 号（第 4 関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>都道府県知事 宛</p> <p style="text-align: right;">〇〇農業委員会 会長 〇〇 〇〇</p> <p>令和〇年度農地利用最適化交付金最適化活動実績報告書の提出について</p> <p>農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 経営第 3278 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 2 の（1）に基づき、農地利用最適化交付金最適化活動実績報告書を提出します。</p> <p>（注）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載してください。</p>
<p>農地利用最適化交付金最適化活動実績報告書</p> <p style="text-align: right;">〇〇農業委員会</p> <p>1 推進委員等の最適化活動の実績 （1）推進委員等の成果実績 [表略] ※1 [略] ※2 「遊休農地解消等実績」の「遊休農地の発生防止」欄は、次の項目ごとに達成した項目に○を記入 項目① 前年度に遊休農地の新規発生なし</p>	<p>農地利用最適化交付金最適化活動実績報告書</p> <p style="text-align: right;">〇〇農業委員会</p> <p>1 推進委員等の最適化活動の実績 （1）推進委員等の成果実績 [表略] ※1 [略] ※2 「遊休農地解消等実績」の「遊休農地の発生防止」欄は、次の項目ごとに達成した項目に○を記入 項目① 前年度に遊休農地の新規発生なし</p>

<p>項目② 前年度と当年度のいずれも遊休農地の新規発生なし</p> <p>項目③ <u>当年度の農用地区域内</u>で遊休農地の新規発生なし</p> <p>〔削る〕</p> <p>(2) 推進委員等の活動実績</p> <p>〔表略〕</p> <p>※1～3 〔略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>2 農業委員会の最適化活動の実績</p> <p>〔表略〕</p> <p>※1・2 〔略〕</p> <p>※3 「遊休農地解消等」の「遊休農地の発生防止」欄は、次の項目ごとに達成した項目に○を記入</p> <p>項目① 前年度に遊休農地の新規発生なし</p> <p>項目② 前年度と当年度のいずれも遊休農地の新規発生なし</p> <p>項目③ <u>当年度の農用地区域内</u>で遊休農地の新規発生なし</p>	<p>項目② 前年度と当年度のいずれも遊休農地の新規発生なし</p> <p>項目③ <u>農用地区域内</u>で遊休農地の新規発生なし</p> <p>※3 <u>推進委員等が負傷又は疾病、災害等の事由により最適化活動ができなかった場合には、右欄にその事由及び期間を記入</u></p> <p>(2) 推進委員等の活動実績</p> <p>〔表略〕</p> <p>※1～3 〔略〕</p> <p>※4 <u>推進委員等が負傷又は疾病、災害等の事由により最適化活動ができなかった場合には、右欄にその事由及び期間を記入</u></p> <p>2 農業委員会の最適化活動の実績</p> <p>〔表略〕</p> <p>※1・2 〔略〕</p> <p>※3 「遊休農地解消等」の「遊休農地の発生防止」欄は、次の項目ごとに達成した項目に○を記入</p> <p>項目① 前年度に遊休農地の新規発生なし</p> <p>項目② 前年度と当年度のいずれも遊休農地の新規発生なし</p> <p>項目③ <u>農用地区域内</u>で遊休農地の新規発生なし</p>
<p>別紙様式第4号（第4関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長等 宛</p> <p style="text-align: right;">○○都道府県知事 ○ ○ ○ ○</p> <p>令和○年度○○都道府県最適化活動実績報告書の提出について</p> <p>農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）第4の2の（2）に基づき、農業委員会が作成した最適化活動実績報告書を取りまとめましたので提出します。</p>	<p>別紙様式第4号（第4関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長等 宛</p> <p style="text-align: right;">○○都道府県知事 ○ ○ ○ ○</p> <p>令和○年度○○都道府県最適化活動実績報告書の提出について</p> <p>農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）第4の2の（2）に基づき、農業委員会が作成した最適化活動実績報告書を取りまとめましたので提出します。</p>

<p>(注) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載してください。</p>	<p>(注) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載してください。</p>
<p>都道府県農地利用最適化交付金最適化活動実績報告書</p> <p style="text-align: right;">〇〇都道府県</p> <p>1 推進委員等の最適化活動の実績</p> <p>(1) 推進委員等の成果実績</p> <p>[表略]</p> <p>※1～3 [略]</p> <p>※4 「遊休農地解消等実績」の「遊休農地の発生防止」欄は、次の項目ごとに達成した項目に○を記入</p> <p>項目① 前年度に遊休農地の新規発生なし</p> <p>項目② 前年度と当年度のいずれも遊休農地の新規発生なし</p> <p>項目③ <u>当年度の農用地区域内</u>で遊休農地の新規発生なし</p> <p>[削る]</p> <p>(2) 推進委員等の活動実績</p> <p>[表略]</p> <p>※1～5 [略]</p> <p>[削る]</p> <p>2 農業委員会の最適化活動の実績</p> <p>[表略]</p> <p>※1・2 [略]</p> <p>※3 「遊休農地解消等」の「遊休農地の発生防止」欄は、次の項目ごとに達成した項目に○を記入</p> <p>項目① 前年度に遊休農地の新規発生なし</p> <p>項目② 前年度と当年度のいずれも遊休農地の新規発生なし</p> <p>項目③ <u>当年度の農用地区域内</u>で遊休農地の新規発生なし</p>	<p>都道府県農地利用最適化交付金最適化活動実績報告書</p> <p style="text-align: right;">〇〇都道府県</p> <p>1 推進委員等の最適化活動の実績</p> <p>(1) 推進委員等の成果実績</p> <p>[表略]</p> <p>※1～3 [略]</p> <p>※4 「遊休農地解消等実績」の「遊休農地の発生防止」欄は、次の項目ごとに達成した項目に○を記入</p> <p>項目① 前年度に遊休農地の新規発生なし</p> <p>項目② 前年度と当年度のいずれも遊休農地の新規発生なし</p> <p>項目③ <u>農用地区域内</u>で遊休農地の新規発生なし</p> <p><u>※5 推進委員等が負傷又は疾病、災害等の事由により最適化活動ができなかった場合には、右欄にその事由及び期間を記入</u></p> <p>(2) 推進委員等の活動実績</p> <p>[表略]</p> <p>※1～5 [略]</p> <p><u>※6 推進委員等が負傷又は疾病、災害等の事由により最適化活動ができなかった場合には、右欄にその事由及び期間を記入</u></p> <p>2 農業委員会の最適化活動の実績</p> <p>[表略]</p> <p>※1・2 [略]</p> <p>※3 「遊休農地解消等」の「遊休農地の発生防止」欄は、次の項目ごとに達成した項目に○を記入</p> <p>項目① 前年度に遊休農地の新規発生なし</p> <p>項目② 前年度と当年度のいずれも遊休農地の新規発生なし</p> <p>項目③ <u>農用地区域内</u>で遊休農地の新規発生なし</p>